

特定非営利活動法人 IS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 IS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひとり親家庭、保育園やこども食堂、地域の老人会等に対して、冷凍食品を配布するフードバンク事業を行い、地域社会における福祉の増進及び子どもの健全育成、高齢者の福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① フードバンク事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページ及び主たる事務所の掲示場所に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岡田 悠貴

副理事長 池末 策将

理事 松本 昂

監事 富田 雄世

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年11月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 0円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 月額一口1,000円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 IS

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おかだ ゆうき 岡田 悠貴		無し
副理事長	いけすえ さくまさ 池末 策将		無し
理事	まつもと すばる 松本 昂		無し
監事	とみた ゆうせい 富田 雄世		無し

設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 IS
設 立 代 表 者 岡 田 悠 貴

1 趣旨

設立代表者である岡田悠貴は、幼少期にひとり親家庭だった時期があり、自分が今、社会人として安定した暮らしができるのは、あの時色んなことを我慢して、子どもたちのために一生懸命働いてくれた親の存在が大きいと昔から感じていました。

その経験を通じて、地域社会に恩返しをしたい、特にひとり親家庭が抱える課題に対して何らかの支援を行いたいと考えるようになり、地域の社会福祉協議会に何かできることはないかと電話をしたところ、今なおひとり親家庭は増え続けており、多くのひとり親と子どもたちが明日食べるご飯にも困っている状況があるということを知りました。

そこで、ひとり親家庭を対象にした食料支援活動を開始することを決意し、食材支援を通じて少しでもひとり親家庭の方々の生活の助けになるようにと、まずは自分ができる範囲で活動を進めてきました。

しかし、活動を行えば行うほどひとり親家庭の数が多く、個人で活動している今の規模ではとても行き渡っていないこと、また、食料支援が必要なのはひとり親家庭だけでなく、こども食堂に通う子どもたちや、地域の高齢者にも支援が必要な状況であることがわかりました。

NPO 法人を設立して活動を行うことで、次のような目標を実現していきたいと考えています。

1. ひとり親家庭への継続的かつ安定した食料支援。
2. 地域の団体や企業と協力し、より多くの支援を届けるためのネットワークを構築。
3. こども食堂、こども園、高齢者施設など、地域で食料支援を必要としている団体への支援拡大を行います。

上記に述べた目標を達成するためには、NPO 法人格を取得し、組織として活動を継続していくことが不可欠です。以下に、NPO 法人でなければならない理由を具体的に説明いたします。

1. 継続的かつ安定した活動基盤の確立

個人活動では、時間的制約や資金調達の限界があり、継続的な活動が困難です。NPO 法人となることで、法人としての信用力が高まり、寄付金を受けやすくなるなど、安定した資金調達が可能になります。また、法人として組織運営を行うことで、活動内容の透明性や責任体制が明確になり、社会からの信頼を得やすくなります。

2. 公共性の確保と行政との連携

NPO 法人は公益性が高く、行政機関や他の団体と連携しやすいという利点があります。支援の対象が拡大する中で、自治体や他の NPO 団体と協力する機会が増え、公的機関からの支援を受ける可能性が高まります。一般法人や株式会社では、こうした行政との協働が難しくなるケースもありますが、NPO 法人であればより円滑に進めることができます。

3. 支援の公平性と非営利性の確保

株式会社などの営利法人では、利益追求の側面があるため、純粋な支援活動を行う際に利害関係が生じやすくなります。一方、NPO 法人であれば、利益を目的とせず、支援活動を主軸にした透明性の高い運営が可能です。これにより、支援を必要とするすべての人々に公平な支援を届けることができます。

4. ボランティアや賛同者の参画を促進

NPO 法人は社会貢献を目的とするため、ボランティアや支援者が集まりやすくなります。株式会社などの営利法人では、事業の利益を追求する側面が強いため、社会的支援活動を軸とする本法人の目的には適しません。NPO 法人とすることで、賛同者や支援者が安心して関わる整えることができます。

5. 企業や団体からの支援を受けやすい

企業や団体が社会貢献活動の一環として支援を行う場合、NPO 法人であることが重要な要素となります。営利法人や個人活動では、企業側が支援を行う際に税制上のメリットが少なく、信頼性の観点からも協力を得るのが難しくなります。NPO 法人として活動することで、企業が CSR(企業の社会的責任)活動の一環として支援しやすくなり、持続的な協力関係を築くことが可能になります。

以上の理由から、NPO 法人を設立することで、ひとり親家庭や地域社会への支援活動をより効果的に、そして継続的に行うことができると確信しております。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者である岡田悠貴は、社会福祉協議会に電話相談を行い、支援活動の可能性を探りました。その結果、社会福祉協議会が主催するイベントを通じて、ひとり親家庭への冷凍食品の配布を行うフードバンク事業をボランティアとして賛同者と共に開始しました。

実際に行っている具体的な活動は以下のとおりです。

1. 社会福祉協議会が主催するひとり親家庭イベントへブース出展し、1 日で 2400 食の冷凍食品の無料配布を年 1 回行う
2. 大阪市此花区と港区のこども食堂へ各 300 食の冷凍食品の無料配布を月 1 回行う
3. 大阪府・兵庫県の保育園に対し、不定期でお持ち帰り用冷凍食品の無料配布を行う
4. 港区老人会へ 100 食の冷凍食品の無料配布を月 1 回行う

支援を希望される個人や団体に対し、広く食料支援の輪を広げていきたいと考えております。

初年度事業計画書

成立の日から令和7年8月31日まで

特定非営利活動法人 IS

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、賛助会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業については、食品の配布を中心としたフードバンク事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) フードバンク事業

【内 容】 食料支援が必要な方へ、各支援団体等と協力して冷凍食品の無料配布を行う。

【実施場所】 大阪府・兵庫県

【実施日時】 各実施場所毎に月1回または年1回

【事業の対象者】 ひとり親家庭、こども食堂、保育園、老人会等の食料支援が必要な方

【収 益】 0円

【費 用】 1,240 千円（冷凍食品購入費、配送委託費、倉庫委託費用）

冷凍食品購入費：1ヶ月あたり 200 千円×4ヶ月

配送委託費：1ヶ月あたり 100 千円×4ヶ月

倉庫委託費用：1ヶ月あたり 10 千円×4ヶ月

翌年度事業計画書

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人 IS

I 事業の実施方針

設立2期目にあたり、法人としての盤石な組織基盤を確立するため、法人の活動内容について更なる積極的な広報活動を行い、賛助会員の拡大と協力会社の増加を目指す。特定非営利活動に係る事業については、食品の配布を中心としたフードバンク事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) フードバンク事業

【内 容】 食料支援が必要な方へ、各支援団体等と協力して冷凍食品の無料配布を行う。

【実施場所】 大阪府・兵庫県

【実施日時】 各実施場所毎に月1回または年1回

【事業の対象者】 ひとり親家庭、こども食堂、保育園、老人会等の食料支援が必要な方

【収 益】 0 千円

【費 用】 4,320 千円（冷凍食品購入費、配送委託費、倉庫委託費用、給与手当）

冷凍食品購入費：1ヶ月あたり 200 千円×12ヶ月

配送委託費：1ヶ月あたり 100 千円×12ヶ月

倉庫委託費用：1ヶ月あたり 10 千円×12ヶ月

給与手当：月額 50 千円×12ヶ月

初年度活動予算書

特定非営利活動法人IS
(単位：円)

成立の日から令和7年8月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	240,000	240,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,200,000		
施設等受入評価益	0	1,200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
フードバンク事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,440,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
配送委託費	400,000		
倉庫委託費用	40,000		
冷凍食品購入費	800,000		
支払利息	0		
その他経費計	1,240,000		
事業費計		1,240,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
顧問税理士費用	120,000		
その他経費計	120,000		
管理費計		120,000	
経常費用計			1,360,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人IS

令和7年9月1日から令和8年8月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,200,000	1,200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,320,000		
施設等受入評価益	0	4,320,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4. 事業収益			
フードバンク事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			5,520,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	600,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	600,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
配送委託費	1,200,000		
倉庫委託費用	120,000		
冷凍食品購入費	2,400,000		
支払利息	0		
その他経費計	3,720,000		
事業費計		4,320,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
顧問税理士費用	360,000		
その他経費計	360,000		
管理費計		360,000	
経常費用計			4,680,000
当期経常増減額			840,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			840,000
前期繰越正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			920,000